委員からのご指摘事項について

①厚生年金保険等の未適用事業所に対する訪問勧奨業務の外部委託における成功報酬要素の見直しについて

②全国都市国民年金協議会からの要望について

③「ねんきん月間」について

④事業仕分け結果について

⑤職員の状況について

⑥人事管理ルールについて（案）

⑦運営評議会と年金記録回復委員会の位置づけについて

① 厚生年金保険等の未適用事業所に対する訪問勧奨業務の外部委託における成功報酬要素の見直しについて

平成２１年度

（１）適用促進対象事業所の適用済み件数割合が１０％以上の場合成功報酬を支払う。

（２）契約単価に対して、下記に示す加算金及び適用済みとなった事業所数を乗じた金額を成功報酬として支払う。

適用済みとなった割合	10%以上15%未満	15%以上20%未満	20%以上
加 算 金	契約単価の１０％	契約単価の１５％	契約単価の２０％

平成２２年度

（１）未適用事業所リストの全対象事業所について訪問勧奨が完了していることが成功報酬支給の前提条件。

（２）適用済みとなった割合に基づき下記の＜成功報酬算出表＞から成功報酬額を算出する。

成功報酬額算出表

適用済みとなった割合	パターン A	パターン B	パターン C
	3%未満	3%以上 6%未満	6%以上
加算割合	0.75	0.85	1.0
成功報酬単価額（契約単価を D とする）	0.75×D=E 円	0.85×D=F 円	1×D=D 円
成功報酬額①（適用済みとなった件数を G 件とする）	E×G=H 円	F×G=I 円	D×G=J 円

② 全国都市国民年金協議会からの要望について

１．全国都市国民年金協議会の概要

⑴　設置目的及び会議等（全国都市国民年金協議会会則より）

①　全国都市間の連携のもとに国民年金制度の調査研究を行うとともに、都市間の共通する諸問題について関係機関と連絡することによって、同制度の円滑な運営を推進し、もって、その健全な発展に寄与することを目的とする。（昭和３８年発足）

②　総会は年１回、理事会は年２回開催。会議の開催は各地区持ち回りとし、開催市は総会で決定。

③　会長は、開催市の市長をもって充てる。

⑵　加入市区数　…　８００市区

２．全国都市国民年金協議会からの要望（平成２２年７月２８日付日本年金機構理事長あて要望）

※厚生労働省年金局長にも同様の要望書提出。

⑴　要望事項

〔適用関係〕

○　職権適用の早期実施及び拡充について

○　外国人の国民年金加入について

○　資格取得届等に係る弾力的な事務の取扱いについて

〔保険料関係〕

○　継続免除制度の改善について

○　学生納付特例制度の見直しについて

○　法定免除の取扱いについて

○　国外転出・転入による国民年金保険料について

〔給付・福祉年金関係〕

○　在日外国人無年金者及び低額年金受給者等に対する早急な救済・改善措置について

○　遺族給付の緩和及び範囲の拡大について

○　障害基礎年金に係る届出の改善について

〔共通事項〕

○　日本年金機構の事務処理体制について

○　国民年金事務の一元化について

○　国民年金事務費交付金について

⑵　要望に対する回答　…　（別紙）のとおり

（別紙）

全国都市国民年金協議会からの「国民年金制度改善についての要望（H22.7.28）」に対する回答

【適　用】

要望内容	回　　答
1　職権適用の早期実施及び拡充について 　事業所を退職した場合や第３号被保険者から第１号被保険者への切替えが未届けの場合の種別変更について，職権適用されるまでに約半年以上の時間を要する一方で，納付義務は遡って発生します。このことから，一度に納付する保険料が多額となり，被保険者の負担が重くなります。また，納付が困難な場合には，申請免除を行うこととなりますが，その申請が退職日によっては納付義務が発生した月まで遡れないというケースが発生します。 　職権適用にあたっては，住民基本台帳ネットワークによる被保険者住所の確認，共済組合との連携強化，日本年金機構における事務処理体制の整備などにより，早期に職権適用が実施されるよう要望します。	1　国民年金制度は、２０歳に到達したときに当然に被保険者となるものですが、加入手続きは、被保険者自らが、制度の趣旨を理解し、進んで加入手続きを行うことで、制度への参加意識によりその後の保険料の納付意思を醸成することは勿論、その後必要となる届出についても遅滞なく行われることが期待されます。このため、まずは届出勧奨を行い、自主的な届出をお願いしているところです。 2　また、第２号被保険者資格を喪失した方及びその被扶養配偶者のうち、第１号被保険者への種別変更の届出がない方で、届出勧奨を行っても届出がないまま当該資格喪失等から６ヶ月を経過した方については、平成１７年度から、市区町村のご協力を得つつ、住所情報の確認を行った上で、被保険者から届出がない場合の種別変更等事務（いわゆる職権による適用事務）を実施しているところですが、今後は住民基本台帳ネットワークを活用する等により、当該種別変更等事務をより適切に実施できるよう検討してまいります。 3　さらに、本年１０月以降、被保険者から届出がない場合の種別変更等事務に従事する職員を増員するなど体制の整備を進めており、引き続きこの取組を強力に進めてまいります。 （厚生労働省年金局） （日本年金機構本部）
2　外国人の国民年金加入について 　国内に入国される外国人は年々増加しているところですが，外国人に対して年金制度を理解していただき，円滑な適用を推進するため，次の２点について要望します。 （１）外国人の氏名表記について 　現在，外国人の氏名表記方法については統一されておらず，フリガナも本人申出となっているため，カタカナ氏名で登録されている場合，発音の微妙な違いから再入国等において同一人物の特定が非常に困難です。 　このため外国人の氏名登録は，パスポート通	1　外国人の方が初めて我が国の年金制度に加入するときには、資格取得届を提出していただくことになりますが、この届に記載された氏名や生年月日等をもって被保険者情報を作成し、年金手帳を交付することとなりますので、各市区町村におかれても外国人登録された内容で届出が行われるようにご案内いただきますよう、よろしくお願いします。 2　また、基礎年金番号の払い出しを受けたことのある外国人の方については、再度資格取得（種別変更）の手続をする際には、年金手帳（又は基礎年金番号通知書）によって基礎年金番号を確認することとしていますので、各市区町村におかれても年金手帳等は大切に保管するようにご案内いただきますよう、よろしくお願いいたします。 3　なお、社会保険オンラインシステムにおける「氏名」は、カナ、漢字のみを入力可能とし、氏名の収録文字数は、漢字１２文字（全角）、カナ２５文字（半角）と

りの記載（ローマ字表記）としていただくよう要望します。	されているため、パスポートに記載された外国人氏名をローマ字表記（アルファベット）により入力することを必須とした場合は、当該文字数の上限を超過し、氏名の収録に支障が生じるケースが多発することが考えられます。 また、文字数の上限を撤廃するためには、データベースの見直しに関係する大幅なシステム改修が必要となることから、ただちに対応することは難しい状況です。 （日本年金機構本部）
（２）外国人への年金制度の周知等について 外国人に勧奨状を送付する際，送付した理由を記載した文書は，主要外国語で表記し，受取った方が内容を理解しやすいように配慮していただくとともに，留学生が多い短大，大学に対しては日本年金機構から積極的に学校を訪問して説明会を開いていただくなど，制度の周知を図るよう要望します。 また，外国人未加入者への加入勧奨の実施にあたり，平成２０年１０月から外国人登録情報を提供しているところですが，２０歳，３４歳，４４歳の各到達予定者への職権適用を確実に実施されるよう要望します。	１　日本年金機構では、外国人の方に対して年金制度の周知を図るため、日本語以外の５ヶ国語（※）でリーフレットを作成し、ホームページ上に掲載するとともに、年金事務所の窓口において加入時の説明等に活用しております。 （※）英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・韓国語 ２　リーフレットには、 ・公的年金の概要 ・加入対象者及び加入手続き ・年金給付の種類 ・外国人に対する脱退一時金及び社会保障協定 などの一般的な制度内容を記載し、具体的な問い合わせ先として、年金事務所やねんきんダイヤルの電話番号等をお知らせしています。 ３　また、大学等においては、これまで学生に対して様々な機会をとらえて、学生納付特例制度を含め、国民年金制度の周知を図るために、 ・大学等の構内における、ポスターの掲示やリーフレットの備え付け ・入学時のガイダンスでの説明や学生に対する年金制度に関するセミナーの開催 などの取組を大学や専門学校などと連携協力しながら、実施してきました。今年度も、公的年金制度の普及・啓発の一環として、学生納付特例手続きの周知を行うため、大学構内における相談会を積極的に開催することとしています。 ４　さらに、年金制度に加入していない外国人に対しては、２０歳、３４歳及び４４歳到達前に市区町村から年金事務所へ外国人登録情報を提供していただき、これに基づいて年金事務所から届出勧奨を行い、届出勧奨後一定期間（概ね４ヶ月）を経過しても届出がされていない永住者や特別永住者については、被保険者から届出がない場合の資格取得事務（いわゆる職権による適用事務）を進めておりますが、今後とも、この取組みを確実に実施するよう努めてまいります。 （日本年金機構本部）
３　資格届出等に係る弾力的な事務の取扱いについて	１　現行の国民年金制度においては、２０歳到達など、法定要件に該当した日に、それぞれ被保険者の資格を取得することとなっており、誕生日の前日から受付できる

（１）２０歳到達，６０歳任意加入者等の届出受付について ２０歳到達加入者の加入届け出，学生納付特例申請，若年者納付猶予申請，付加保険料申出書及び６０歳の任意加入者の受付については，原則誕生日の前日からとなっておりますが，誕生日より早めに来られる方も多いことから，窓口に２度いらしていただくところを１度で済むよう，当該誕生月であれば受付可能とされるよう要望します。	ことになっております。 ２　仮にこれを当該誕生月に受付可能とした場合は、市区町村において保管が必要になるなど、事務が繁雑となることが想定され、また、誕生日の直前に死亡した場合や海外に転居した場合は、その事実が判明する前に、資格取得等の処理が行われる可能性があります。 ３　したがって、当該誕生日の前日よりも前に受付を可能とすることは困難であると考えますが、２０歳前に送付する加入届の勧奨状などに受付可能時期のお知らせを記載するなど、わかり易い周知方法について今後検討してまいります。 （厚生労働省年金局） （日本年金機構本部）
（２）付加保険料の取扱いについて 付加保険料は，納付期限までに納付しない時は資格の喪失を申出たことになり付加保険料の納付を行うことができなくなりますが，これを納付期限までに納付ができなかった月のみとし，当該未納月の翌月以降については付加保険料を納付することが可能となるよう要望します。	１　付加保険料は国民年金法の規定により、納付期限内に保険料を納付しなかったときは、その納付期限の日に、付加保険料の納付を辞退する旨の申出がなされたものとみなすこととされています。 ２　これは、付加保険料について、納付義務が課せられているものではなく、厚生労働大臣に申し出ることにより加入することができる任意の制度であるため、付加保険料を納付期限までに納付しなかった方は納付する意思がないものと考えられることから設けられたものです。 ３　したがって、納付期限内に付加保険料を納付しなかった場合には、付加保険料の納付を辞退する旨の申出をしたものとみなされるため、当該未納月の翌月以降について付加保険料を納めたい旨申出があった場合は、改めて付加保険料の申出を受付けていただくようお願いします。 （厚生労働省年金局）
（３）海外留学等の資格の取扱いについて 住民票を日本に置いたまま海外留学等をしている者の資格の取扱いについては，実態での判断，或いは住民票での判断で第１号被保険者とするなど，その時々の年金事務所（旧社会保険事務所）の指導を受けて処理をしてきた経緯があります。取扱いの基準が一定しないため，トラブルの原因ともなってきましたが，第１号被保険者の資格喪失は実態での判断が可能な場合は，パスポート記録や在学証明書での確認によっても判断できるよう要望します。	１　第１号被保険者とは、日本国内に住所を有する２０歳以上６０歳未満の者であり、海外留学していても住民票が日本国内のままであれば第１号被保険者として国民年金に加入のままとなります。 ２　したがって、海外留学者等については、住民票上日本国内に住所を有しなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失するものとして取り扱っていただくようお願いします。 （厚生労働省年金局）

（別紙）

【保険料】

要望内容	回　　答
１　継続免除制度の改善について （１）現行の継続免除制度は，全額免除及び若年猶予納付のみを対象としていますが，継続審査の結果において却下となる方については，一部免除について審査の対象とするように要望します。 　また，継続免除制度の対象者には，承認通知書やねんきん定期便等で追納制度の周知を図り年金受給額の充実に努められるよう要望します。	１　継続免除制度は平成１７年７月より開始され、５年が経過したところですが、制度の開始当初から継続免除の対象を多段階免除まで拡大すべきであるといった要望があったことは承知しています。 ２　しかしながら、継続免除制度の対象を拡大した場合、 ①　所得状況により、「免除区分」が変わってくるため、承認事務が複雑となること ②　継続免除者、新規申請者を含めて、翌年以降の全額免除、多段階免除の「免除区分」をどうするか といった諸課題がありますので、今後の検討課題とさせていただきます。 ３　また、追納制度については、免除理由消滅通知書により周知していますが、これに加えて承認通知書やねんきん定期便等で追納制度の周知を図ることについては、今後検討してまいります。 （厚生労働省年金局） （日本年金機構本部）
（２）毎年免除の申請を省略する継続免除制度については，申請者の免除に対する自覚や再認識を促すためにも，承認や却下の通知を被保険者へ行う場合において，もともと被保険者が継続免除を希望した申請月日を通知していただきたい。また，年金機構が市区町村に対し所得審査の依頼をする際には，被保険者が最初に継続申請を行った日を記載されるよう要望します。	１　継続免除申請年月日を承認や却下の通知書に表示させるためにはシステム改修が必要となるため、当面は予定しておりませんが、費用対効果を勘案しながら今後検討してまいります。 ２　また、被保険者が最初に継続申請を行った日を記載することについても、その必要性や費用対効果を勘案した上で、併せて検討してまいります。 （厚生労働省年金局） （日本年金機構本部）
２　学生納付特例制度の見直しについて 　学生納付特例の申請については，当該年度の４月から翌年４月までが申請の期限になっています。しかし，年度末に２０歳に到達する学生は，申請期間が短く制度を利用できずに，未納となる場合があり苦情の原因になっています。 　こうした制度の隙間を埋めるためにも，年度末２０歳の方については，学生納付特例申請の	１　ご指摘のとおり、学生納付特例の申請については、当該年度の４月から翌年４月までが申請期限となっており、年度末（３月）に２０歳に到達する学生は、学生納付特例の申請期限が１ヶ月しかなく、届出が遅れた場合は、保険料を納めていただくこととなります。ただし、国民年金法上、資格取得の届出は１４日以内に手続きすることとされており、年度末に２０歳に到達する方であっても、法律にしたがって資格取得の手続きがなされていれば、４月に学生納付特例の申請が可能となりますので、学生納付特例の手続きのご案内に際して、申請期限のご説明について、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願いします。 ２　なお、２０歳に到達する方については、その前月に制度加入の届出勧奨と併せ、

遅延があった場合は，その理由書等を添付することによって申請期限を延長できるように要望します。 　また，市区町村においては，学生納付特例申請書が２枚複写のため控えをコピーして保管しております。経費節減，事務作業の簡素化のためにも申請書を３枚複写として市区町村の控えの用紙としてくださるよう併せて要望します。	学生納付特例の申請書等を送付しているところでありますので、滞りなく手続きが行われるために、同封するお知らせの内容を更にわかり易いものにできないか検討してまいります。また、申請書を３枚とすることについても、併せて検討してまいります。 （厚生労働省年金局） （日本年金機構本部）
３　法定免除の取扱いについて 　障害基礎年金が裁定され，保険料が法定免除に該当することとなった場合には，受給権が発生した日（認定日）以後に納付された保険料は還付されるが，認定日以前に納付（前納を含む。）された保険料は還付されません。また，還付された期間の納付を希望する場合には，追納となり加算金がついてしまいます。 　一度納付した保険料を還付して追納加算金をつけて納付させる現行の制度は釈然としないものがあります。過去に納付した保険料は，納付とし又は還付とするかは本人が選択できるように要望します。	１　国民年金法第８９条の規定により、被保険者が障害基礎年金の受給権者であるとき、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないとされています（法定免除）。 ２　したがって、要件に該当した後にその法定免除となる期間に係る保険料がすでに納付されているときは、その間の保険料は還付を行うことになっています。その期間の追納を行いたい場合は、改めて厚生労働大臣の承認を受けて手続きをしていただくのが現在の法律の規定となっています。 ３　ただし、今回の要望であるような保険料の還付に本人の希望を反映してほしいとの意見もあることは承知しているので、本事案は制度改正の要望として承り、今後、新年金制度の具体的な制度設計を進める中で、ご指摘の視点も充分に踏まえつつ、しっかりと検討してまいります。 ４　また、この案件については、まず、障害年金等の申請遅れも大きな原因と考えられますので、関係機関との連携を図りつつ、効果的な周知に努めてまいりたいと考えております。 （厚生労働省年金局）
４　国外転出・転入による国民年金保険料について 　在外任意加入の届出により，国民年金保険料の支払いを行っていた者が，国外から国内に転入した場合は，国民年金第１号被保険者への種別変更の届出が必要となりますが，この届出が行われず在外任意加入のまま納付し続けていた場合は，国内への転入が判明したところで国内転入月に遡って第１号被保険者として強制加入となります。	１　現行制度においては、国民年金の被保険者が保険料を前納した後に、前納期間の途中で被保険者資格を喪失した場合には、未経過期間に係る前納保険料を還付することとなっています。このため、任意加入被保険者が資格を喪失した後引き続いて第１号被保険者となった場合においても、前納した保険料のうち未経過期間に係るものが還付され、改めて、第１号被保険者として保険料の納付を求める取扱いとしてきました。 ２　この点について、任意加入被保険者の資格喪失した後、引き続き第１号被保険者となったにもかかわらず、改めて、前納割引のない保険料の納付を求められるのは不合理であったことから、平成２２年１１月２９日をもって、被保険者資格を喪失した際に一律に還付の請求を求め、前納保険料を還付するという取扱いを改

この強制加入遡及に伴い，在外任意加入で納付した保険料は還付され，新たに強制加入後の保険料の納付が必要となります。 しかし，遡及の期間によっては２年の時効経過による未納となり，年金受給権の確保が困難となる場合も考えられます。 また，同様に１年分の保険料を納付済である第１号被保険者が海外転出により在外者の任意加入の届出を行った場合も，海外転出後の保険料は還付され，再度任意加入により納付が必要となることから，在外者の任意加入または強制加入の種別変更後も還付せず，それぞれの保険料として充当することを要望します。	めることとしました。 ３　具体的には、国民年金の被保険者が保険料を前納した場合において、前納期間の途中で被保険者資格を喪失した後、引き続き第２号被保険者及び第３号被保険者以外の被保険者資格を取得した場合には、当該被保険者の希望により、未経過期間に係る前納保険料について還付の請求を求めず、引き続き取得した被保険者資格として保険料納付済期間に算入することとしました。 （厚生労働省年金局）

【給付・福祉年金】

要望内容	回　　答
１　在日外国人無年金者及び低額年金受給者等に対する早急な救済・改善措置について 在日外国人については，昭和５７年１月１日，難民条約関係整備法の施行に伴う国籍要件の撤廃により国民年金の適用対象とされ，さらに昭和６１年改正で，昭和５７年１月１日以前の期間を合算対象期間とするなどの改善が図られました。しかしながら，大正１５年４月１日以前生まれの外国人高齢者は老齢年金を受給できず，昭和３１年以前生まれの外国人は満額の老齢基礎年金を受給できません。また，２０歳到達日又は障害認定日が昭和５７年１月１日以前である外国人障害者も，障害基礎年金や特別障害給付金を受給できないため，無年金や低年金の外国人は多く存在します。 このため，独自の給付金を支給している自治体もありますが，本来は国の施策として一律に措置されるべきものであります。	１　国民年金制度においては、かつては外国人を適用対象外としていたが、１９８２年に難民条約を批准する際に、難民とそうでない外国人の方々との均衡を図る観点から、法改正によって国籍要件の撤廃がなされたものです。 その際、法改正の効力は将来に向かってのみ効力を発生することと整理され、その旨、改正法の附則第五項において明記されたところです。 ２　国籍要件を撤廃した際に行った法改正の違憲性等を巡る訴訟においては、国籍要件撤廃時の改正法の効力に係る整理も含め、違法性や違憲性はないとの判断が、最高裁においても出されています。 ３　他方、一定年齢以上の外国人の方々が、障害基礎年金などを受給できず、様々なご苦労を抱えていることも事実であり、こうした方々に対する福祉的措置については、特別障害給付金支給法附則第二条の検討規定の趣旨なども踏まえ、政府としても、立法府その他の関係者の様々なご議論も踏まえつつ、引き続き検討してまいります。 （厚生労働省年金局）

つきましては，平成１７年４月から施行されました，「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」附則並びに附帯決議にありますように，早急に救済･改善措置を講じられるよう要望します。	
２　遺族給付の緩和及び範囲の拡大について （１）遺族基礎年金の支給停止の緩和と範囲の拡大について 遺族基礎年金は，被保険者又は被保険者であったものが死亡した場合，その者に生計を維持されている子のある妻と子に受給権が発生しますが，妻が亡くなった場合は子のみに受給権が発生し，その子が父と生計を同じくしているときは，受給権が停止されます。また，夫婦が離婚して親権が母にあり，子に養育費を仕送りしていた父が死亡した場合も，母と生計を同じくするため子の受給権は停止されます。 法第１条の趣旨に照らし，死亡者の性別にかかわらず受給権を付与し，あるいは子にのみ受給権がある場合は，遺族基礎年金が停止されないよう制度の改善を要望します。	１　全国民を対象とする国民年金の遺族基礎年金は、一般的に生計の中心となっている者の死亡による所得の稼得能力の喪失に対する一定の所得保障を目的とする年金給付と位置づけています。 ２　今回の要望であるような支給範囲の拡大をして欲しいとの意見もあることは承知しています。しかしながら、遺族年金の見直しについては、男女による支給要件の違いの問題のほか、国民年金と厚生年金で遺族年金制度が異なることについての対応等についても検討が必要であり、また、給付水準やそれに対応した保険料水準のあり方についても併せて検討しなければならないところです。 ３　こうしたことから、遺族年金の在り方については、今後、新年金制度の具体的な制度設計を進める中で、ご指摘の視点も充分に踏まえつつ、しっかりと検討してまいります。 （厚生労働省年金局）
（２）未支給年金を請求できる遺族の範囲の拡大について 年金受給者死亡による未支給年金を請求できる遺族の範囲は，国民年金法第 19 条で規定されているが，配偶者や同居の子どもが先に死亡した場合，子の妻（嫁）は面倒を見ていたにも関わらず養子縁組をしていなければ請求できる遺族となりません。よって，請求者の範囲を同一生計であった親族へ拡大されるよう要望します。	１　未支給年金の対象範囲については、年金制度の一身専属性や、遺族年金の支給範囲、民法上の扶養義務の範囲とのバランスを踏まえる必要があると考えており、現行の遺族厚生年金の受給権者となる遺族の範囲よりも広く設定されているものについて、さらにこれを拡大するといったことは慎重に議論する必要があると考えています。 ２　今回の要望であるような未支給年金を請求できる遺族の範囲を拡大して欲しいとの意見もあることは承知しています。こうしたことから、未支給年金の在り方についても、今後、新年金制度の具体的な制度設計を進める中で、ご指摘の視点も充分に踏まえつつ、しっかりと検討してまいります。 （厚生労働省年金局）
３　障害基礎年金に係る届出の改善について 障害基礎年金の診断書付現況届は，現在，市区町村へ提出することとなっていますが，受給	障害基礎年金にかかる障害状態の認定事務については、日本年金機構の年金事務所を通じて各都道府県単位の事務センターにおいて実施しています。 このため、障害基礎年金の診断書付現況届の提出については、年金受給者の方の利

者の利便性と事務の効率化を考慮し，障害厚生年金と同様に日本年金機構へ直接郵送で提出するよう要望します。 また，平成１８年１２月から，住民基本台帳ネットワークの活用により,年金受給者の現況届の提出は原則不要となりましたが,２０歳前障害による障害基礎年金受給者の所得状況届については,市区町村へ毎年提出しなければならず，受給者の負担は大きくなっております。審査は毎年実施するため,申請免除の継続審査と同様に,毎年の所得状況の確認については市区町村長に委任する旨の意思確認を取っておくことで,所得状況届の提出を不要とされるよう改善を要望します。	便性の観点からも、地域住民にとって身近な窓口である市区町村を経由して年金事務所へ提出することとしています。 ご提案のように当該現況届の提出先を市区町村から年金事務所に変更することに関しては、年金受給者の方に対する利便性や、添付書類等に不備があった場合の対応などについて検討する必要があると考えます。 また、２０歳前の障害基礎年金については、一定以上の所得を有する者は年金の支給を停止することとされているため、年金受給者の方の所得を確認する必要があります。このため、年金受給者に対し、毎年７月に所得状況届を市区町村へ提出するよう求め、市区町村が年金受給者の方に代わり、所得状況等の届出を行っています。 ご提案のように、申請免除の継続審査と同様に所得確認にかかる継続意思についての確認を行うことにより、継続希望者については所得状況届の提出を省略し、継続希望者以外の者から所得状況届を提出させるには、市区町村及び日本年機構においてシステム開発が必要となることから、慎重に検討していきたいと考えます。 （厚生労働省年金局）

【共通事項】

要望内容	回　　答
１　日本年金機構の事務処理体制について （１）市区町村への情報提供体制の改善について 平成２２年１月，社会保険庁が廃止され，国民年金事務については，国が財政・管理運営責任のもと，日本年金機構が業務運営を担うこととなりました。市区町村における国民年金事務は社会保険庁廃止後も，法定受託事務として位置づけがされておりますが，今後の市区町村業務が円滑に遂行できるよう次のことを強く要望します。 ①　現在，市区町村に配置されている情報照会端末では，強制加入・任意加入被保険者資格の得喪事務や裁定請求の受付など法定受託事務を行う上で，必要な情報が提供されておりません。そのため，年金事務所へ電話照会をして確認しながら対応しておりますが，混	１　国民年金法においては、政府の管掌する国民年金事業の一部は法定受託事務として市区町村が行うこととすることができるとされております。 市区町村の住民情報を活用する、または国民の利便性の確保を図るといった観点から、地域住民にとっては最も身近な窓口である市区町村に、資格取得や資格喪失の届出、申請書の受理等を法定受託事務として日本年金機構設立後も引き続き実施いただいているところであり、事務処理の内容は従来から変更してはおりません。 法定受託事務については、戸籍、住民票、市区町村民税の課税台帳といった市区町村の有する公簿により、被保険者の氏名、住所、生年月日、所得状況等を確認して頂いております。 具体的には「国民年金市町村事務処理基準」にその事務処理手順が記載されております。当該基準に則った事務処理を行う限りにおいては、国民年金被保険者情報照会端末は十分に活用頂けるものと考えております。 なお、平成 21 年 4 月に第 1 号被保険者情報の更新を月次から日次に変更し、また同年 9 月に Windows Vista 等の OS を追加するなど、機能の拡充を図っているところです。

雑して電話がつながらない状況にあります。国民年金事務の迅速かつ円滑な遂行が困難になっておりますので，次の事項について要望します。 ア，市区町村情報照会端末の情報提供範囲の拡大 イ，使用回線の高速化 ウ，情報端末照会の更新版ソフトの配信 ②　市区町村の窓口業務において，平日の開庁時間の延長・休日開庁を行っている市区町村もありますので，住民サービスの向上を図る観点から，市区町村の実情にあった情報照会端末の利用時間延長が弾力的に運用できるよう要望します。	今後、具体的な改善提案があれば、法定受託事務の範囲に照らして検討してまいります。 ２　また、情報照会端末は、平日の 8 時半から 17 時までの運用となっております。しかし、住民サービスの向上という観点から、延長時や休日開庁時の年金事務の実情等お寄せいただきたいと思います。関係者と当該要望につきましての制約、影響等について調整を行ってまいります。 なお、申請が必要ではありますが、第１号被保険者の情報等については事前にダウンロードをして時間外に利用することもできますので、ご活用いただきますようよろしくお願いいたします。 （日本年金機構本部）
③　平成２３年４月から住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）の活用により，住民記録情報の届出が不要と聞いておりますが，被保険者の利便性を確保する観点から，遅滞なく実施されるよう要望します。	住民基本台帳ネットワークを活用した第１号被保険者に係る氏名変更届、住所変更届、死亡届の省略については、現在、当該改正に係るシステム構築や事務処理方法等について調整中です。今後、必要な情報提供を行ってまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 （厚生労働省年金局） （日本年金機構本部）
④　免除・学生納付特例の審査結果等，事務処理結果については紙媒体で提供されており，再度市区町村でそれぞれ入力事務を行うなど事務負担が生じています。事務の省力化・効率化を図る観点から電子媒体での提供を要望します。	国民年金処理結果一覧等は、年金事務所に配信される帳票類で、電子媒体で取得できる仕様とはなっておりません。機構といたしましても、電子データでの授受がより効率的ではあることは十分理解できますが、ご要望にお応えするためには、システムの抜本的な改修が必要になるものと考えております。また、市区町村側のシステム改修も必要となることから、今後の検討課題とさせていただきたく、よろしくお願いいたします。 （日本年金機構本部）
（２）市区町村照会専用電話の再設置について 日本年金機構の発足により，市区町村照会専用電話が廃止され，直接年金事務所に電話で確認を行っておりますが，現状は，回線がつながりにくい上に，回答に時間がかかっており，国民年金事務の迅速かつ円滑な遂行が	１　法定受託事務については、具体的には「国民年金市町村事務処理基準」にその事務処理手順が記載されております。当該基準に則った事務処理を行う限りにおいては、国民年金被保険者情報照会端末は十分に活用頂けるものと考えております。 ２　しかしながら、機構としましても、国民年金事業の円滑な実施のためには市区町村との連携が重要と認識しており、機構設立後も各年金事務所に市区町村からの照会専用の電話番号を設けております。また、年金事務所等において市区町村からの

困難になっておりますことから，市民サービスと事務の効率化の観点から，市区町村照会専用電話の再設置を要望します。	電話による照会の対応を行う体制を、可能な限り整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 （日本年金機構本部）
２　国民年金事務の一元化について 国民年金事務のうち，給付事務では，被保険者期間の種別により，裁定請求の提出先が，市区町村と年金事務所に分かれ，市民の立場からすると混乱の原因になっております。 日本年金機構への業務運営全般の移行にあたり，年金事務所では，地域に密着した対人業務に集中すると示されております。 つきましては，適用から保険料収納及び裁定請求から給付の事務を一連のものとして捉え，市民の視点に立ったサービス提供と市区町村における窓口での混乱防止の観点から，さらには，平成２３年度から住民基本台帳ネットワークの利用拡大により，国民年金・厚生年金被保険者等の氏名・住所変更届出等の省略に取り組むこととしており，これが実現すると，市区町村の法定受託事務の大幅な見直しにつながると思われますので，これらを視野に入れながら，国民年金事務については，日本年金機構へ一元化を図るよう要望します。	１　国民年金法においては、政府の管掌する国民年金事業の一部は法定受託事務として市区町村が行うこととすることができるとされており、日本年金機構設立後も引き続き実施いただいているところです。 ２　とりわけ、国民年金の第１号被保険者については、利便性の確保を図るといった観点から、住民情報を保有する最も身近な窓口である市区町村に、資格取得や資格喪失の届出、申請書の受理等を法定受託事務としてお願いしているところですので、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。 （厚生労働省年金局） （日本年金機構本部）
３　国民年金事務費交付金について 国民年金事務費交付金については，平成１８年度の算定方法の変更に伴い，人件費・物件費に区分して算定することになったため，市区町村では事務経費が実態とあわず超過負担を強いられています。国民年金事務費については，地方財政法第１０条の４で「地方公共団体はその経費を負担する義務を負わない」とされていますが，歳出に対する交付金の額は人件費にも満たない例が多く見られます。 国民年金事務費の増額要望については，再三	１　市区町村に対する国民年金事務費交付金については、市区町村における法定受託事務及び協力・連携事務に要する費用について交付しており、国民年金事務の実勢を考慮しつつ、国の厳しい財政事情ではありますが、所要額を確保できるよう今後とも努力してまいります。 ２　なお、平成１８年度の算定基礎額の人件費及び物件費の区分については、国会において交付金の執行の適正化や透明化について指摘を受けて改正したものであることから、どうかご理解をお願いいたします。 （厚生労働省年金局）

要望が行われてきたところですが，日本年金機構の発足に伴い，市区町村の法定受託事務・協力連携事務の重要性を十分認識され，必要な事務費は国が負担するという原則から，国民年金事務費交付金については各市区町村の実態を踏まえた見直しを行い，超過負担が生じないよう適正な交付を強く要望します。	

③「ねんきん月間」について

1. 趣　旨

厚生労働省と日本年金機構は協力して、国民の皆様に年金制度に対する理解を深めていただくため、１１月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度の普及・啓発活動を展開する。

2. 周知広報

(1)　政府広報や日本年金機構ホームページを活用し、国民の皆様に「ねんきん月間」の趣旨及び取組内容をお知らせする。

(2)　市区町村向け情報誌「かけはし」を活用し、「ねんきん月間」の趣旨及び取組内容を市区町村の広報誌に掲載していただくよう依頼する。

(3)「事業主等へのお知らせ」を活用し、「ねんきん月間」の趣旨及び取組内容を事業主あてに周知する。

3. 取組内容

(1)　年金出張相談等の積極的展開

①　各ブロック本部及び年金事務所は、それぞれの実情に応じ、市区町村、大学構内、社会福祉施設（老人ホーム等）又は大規模商業施設や駅ターミナルを利用した年金出張相談を実施する。

※年金出張相談に併せて、市場化テスト受託事業者と連携した納付相談・集合徴収の案内を行う。

※大学構内における年金出張相談では、学生納付特例制度のパンフレットを配布し、制度の周知を図る。

＜参考＞年金事務所の具体的取組（予定含む）

ア．大学等利用した出張相談の実施　　＜１７５年金事務所＞

イ．市区町村庁舎等を利用した出張相談の実施　　＜１０１年金事務所＞

ウ．福祉施設を利用した出張相談の実施　　＜　２０年金事務所＞

エ．商業施設を利用した出張相談の実施　　＜　１８年金事務所＞

オ．その他(駅、農協等)　　＜　３３年金事務所＞

※複数の取組を実施する事務所はそれぞれに計上

②　日本年金機構本部においては、日本年金機構ホームページを活用して、公的年金制度への参加意識が低いと言われる若い世代に対して公的年金への理解を深めるために、有効な取組について提言を広く募集する。

※優秀な提言には理事長賞を贈呈する。

(2)　国民年金保険料の収納対策等

①　年末対策として、現年度のみ未納者への納付書の送付を１１月から実施することとし、納付書の送付後に市場化テスト受託事業者と連携した電話督励や戸別訪問などの事後フォローを効果的・効率的に取り組む。

②　また、社会保険料控除証明書が発行（１１月初旬）されることから、納付督励の際には「年内に納付する保険料は、当該年の社会保険料控除として申告できる」旨についても案内し、年内納付を促す。

③　未適用事業所に対する重点的加入指導や事業所調査など厚生年金適用対策の積極的展開を図る。

④ 事業仕分け結果（とりまとめ内容）について

○　日本年金機構運営費交付金

事業を効率化。特にコスト意識の徹底。機構の意識改革やガバナンスの強化がまだできていないことから、かなりの意識をもって抜本的に効率的な運営を行う。

○ 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ

総合評価方式を見直し、価格競争を重視した入札・調達に変えることによって予算要求を圧縮。金額は２割程度圧縮を目標。

○ コールセンター運営事業

事業内容を見直して予算要求を２、３割程度圧縮する。第４コールセンターについては撤回し、既存のコールセンターの活用等によって国民のニーズに対応する。

○ ねんきんネット

郵便局におけるねんきんネットサービスの見直しを含めて、事業内容を見直す。

その上で予算については、全体的に 1/4 程度圧縮できる。ただし、インターネットによって年金記録をチェックすることの重要性については認識。

○ ねんきん定期便事業

インターネットではアクセスできない方のためには、郵送サービスが必要という意見もあり、本事業を全面的に否定するものではないが、インターネットにきちんと移行させるということをできるだけ早い段階で実施することとし、予算を 3 割程度圧縮していただきたい。

○ 所在不明高齢者対策

対策をとることの必要性については前提とした上で、地方公共団体が本来業務として責任を持っている部分は地方公共団体にやっていただく。

⑤ 職員の状況について

（人）

職員区分	①現在員（11/1時点）	②22年度定員	③欠員（①−②）	④職員採用予定	⑤職員採用実績
正規職員	10,652	10,880	▲ 228	23.4.1採用　244人（10/1内定者）	22.4.1 採用　4人 22.5.1 採用　1人 22.5.24採用　1人 22.6.1 採用　221人
准職員	4,086	3,967	119	−	22.4.1採用　510人 22.6.1採用　1,034人 22.7.1採用　3人 22.9.1採用　1,247人 22.10.1採用　2人
小計	14,738	14,847	▲ 109		
特定業務契約職員	6,345	11,200	289	−	−
アシスタント契約職員	5,144				
小計	（注2）11,489	（注1）11,200	（注2）289		
合計	26,227	26,047	180		

（注1）アシスタント契約職員に関しては、定員の定めがないため、年度当初に計画した年間を通した平均的な人員数を表記している。

（注2）平成22年度のアシスタント契約職員の追加採用として障害者雇用等への対応により大きくなっているものである。

⑥ 人事管理ルールについて（案）

人事管理ルールについては、日本年金機構人事方針に基づく具体的な人事のルール作りとして、人事管理部において課題（項目）毎に検討を行っています。
現時点における検討状況等は次のとおりです。

＜人事管理ルール項目＞

１．職員採用

２．人事評価

３．特定業務契約職員の基本給のクラス見直し
（１）平成 22 年 10 月 12 日付で実施を指示・依頼済
（２）テストの実施
・平成 22 年 11 月 16 日（火）窓口年金相談業務従事者
・平成 22 年 12 月 9 日（木）一般業務従事者

４．職員意向調査
・平成 22 年 11 月 5 日付で実施

５．正規職員登用制度

（１）平成 22 年 11 月 2 日付で職員に情報提供〈別添資料〉

（２）平成 23 年 1 月を目途に諸規程改正及び正式依頼（募集開始）

６．職員のキャリアパターン

・年内を目途に職員に周知できるよう検討中

７．昇格・登用

・昇格基準について、年内を目途に職員に周知できるよう検討中

８．退職職員の再雇用制度（仮称）

（１）平成 22 年 11 月 15 日付でアンケート調査の指示・依頼

（２）年度中に再雇用制度（仮称）を決定。平成 23 年 4 月を目途に職員に周知予定

別添

正規職員登用制度について

1. 職員登用制度（ルール）の目的

１．有期雇用職員のモラール（勤労意欲）の維持・向上
正規職員への登用の道があるということを明確にすることで、職員の士気・労働意欲の向上を図る。

２．スキルのある優秀な職員の確保
年金業務に精通し高いスキルを有している有期雇用職員を正規職員に取り込む。
（即戦力の確保、更新回数の上限問題の回避）

３．年齢構成の是正
新卒、中途採用の他に内部からの職員登用制度を活用することで年齢構成の是正に資する。

（参考）
〇日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（平成20年7月29日閣議決定）（抄）
Ⅳ　職員採用についての基本的考え方
６．雇用形態
・　有期雇用職員として採用された機構の職員についても、採用後における能力や実績に応じ、雇用期間満了後に正規職員として採用されることは可能であるが、この場合においても、機構において公正かつ厳格な採用審査を行う。

〇日本年金機構人事方針（理事会決定）（抄）
５．適切な雇用形態の組み合わせ
（2）有期雇用職員については、更新回数の上限を適切に定めるとともに、優秀な職員についての正規職員登用制度を設ける。

2. 実施方法

【前提条件】
・現行の正規職員の労働条件とする。（全国異動、全ての分野への配置、管理職登用あり）

1．応募方法
○ 有期雇用職員からの公募とする。

2．登用者の条件
○ 応募時点において、有期雇用職員としての勤続年数が2年以上ある59歳以下の職員
（ただし、平成23年度（初年度）については、応募時点で勤続年数が1年以上ある59歳以下の職員とする。）
○ 社会保険適用除外者（短時間勤務者で1週間につき30時間未満で勤務する者）は対象外とする。

3．登用者数
○ 各年度における欠員見込みの状況、新卒採用見込みの状況、職員の年齢構成等を踏まえ判断。
○ 平成23年度については100人程度を目安とする。

4．審査方法
【准職員】・・・人事評価結果、レポート及び面接
【特定業務契約職員・アシスタント契約職員】・・・勤務評価及びレベル確認テスト（特定業務契約職員のみ※）、レポート並びに面接
※ アシスタント契約職員については、所属長に対して意見書及び勤務評価を求める。

5．登用時期
○ 平成23年度については、平成23年7月1日とする。

6．手順
（1）【希望者からの登録】
（2）レポートの提出
（3）【一次審査】・・・各ブロック本部において実施
（4）【二次審査】・・・平成22年度能力評価確定後、本部において実施
（5）【最終審査】・・・本部において実施（役員による面接審査）

⑦ 運営評議会と年金記録回復委員会の位置づけについて

	運営評議会	年金記録回復委員会
位置付け・根拠	日本年金機構法 第２８条の規定に基づき、日本年金機構運営評議会規程により設置。 **【参考】日本年金機構法 第２８条** 機構は、第二条第一項の趣旨を踏まえ、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。	厚生労働大臣の伺い定めによる。
目的・役割	被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を日本年金機構の業務運営に反映させるための、理事長の諮問機関。機能については、運営評議会規程 第６条において規定。	年金記録問題に対応して、国民が記録を回復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策及び関連する事項について国民の視点から検討し、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に助言する機関。

【参考】日本年金機構運営評議会規程

第６条 機構の理事長（以下「理事長」という。）は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ運営評議会の意見を聴かなければならない。

（１）機構の中期計画及び毎事業年度の年度計画

（２）その他、理事長が必要と判断する業務運営に関する重要事項

２ 運営評議会は、前項の規定により理事長から求めがあったもののほか、幅広く改善意見を提案することができる。

３ 運営評議会は、理事長に対し、機構の業務運営の状況や提案した改善意見に対する対応状況について、報告を求めることができる。

４ 理事長は、運営評議会から国に対する制度改善等の提案があった場合には、国に対し、当該提案について報告を行うものとする。